

資料2

1 子女教育手当について

派遣教師の子のうち3歳～18歳の子女で、主として当該派遣教師の収入によって生計を維持しているものが派遣教師の在勤地において、学校教育その他の教育を受けるに必要な経費に充当するために支給される手当。

2 算定方法

基礎額8,000円（月額）※1+学校教育を受けている場合に直接教育にかかる経費（月額）※2・3×支出官レート※4－自己負担額22,000円

※1 3歳以上の子供がいる場合、就学の有無に関わらず支給

※2 授業料、入学料、施設費 等

※3 上限は、6歳まで：43,000円、6歳以上：120,000円

※4 支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）に基づき財務省告示で定められる外国貨幣換算率（米国の場合、令和4年度は108円）

3 支給方法

支給は、文部科学省において支出決定し（邦貨建て）、日本銀行へその支出を依頼して行います。その後日本銀行から各民間金融機関を通じて海外へ送金されます。

令和4年10月27日 参議院文教科学委員会 れいわ新選組 船後靖彦

出典 文部科学省国際教育課からの書面回答から船後事務所作成